

しんきん定期積金「マネーロード」商品概要説明書

令和 7 年 6 月 30 日改訂

商品名	・ しんきん定期積金「マネーロード」
ご利用 いただける方	・ 「しんきん Assist 倶楽部」提携事業所にお勤めの役員・従業員の方
契約期間	・ 3年(36 回)以上5年(60 回)以下
払 込 (1)払込方法 (2)掛込総額 (3)払込単位	・ ご契約者本人のお口座より自動振替(貯蓄預金口座は除く) ・ 1 口100万円以上かつ、契約者お一人あたり300万円以内 ・ 1 円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して給付契約金をお支払いします。
利 息 (給付補填金) (1)適用金利 (2)給付補填金 の支払方法 (3)計算方法	・ 固定金利 店頭表示金利+0.05% ・ 契約時に証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 ・ 給付補填金は満期日以後に一括してお支払いします。 ・ 給付補填金は付利単位を 1 円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税 金	・ 個人の場合には国税 15.315%、地方税 5%が源泉分離課税されます。 (マル優は利用できません。)
中途解約時 の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の期限前解約利率(小数点第 3 位以下切捨て)により利息相当額を計算し、この積立の掛金残高相当額とともにお支払いします。 (1)初回払込日から解約日までの期間が 1 年未満の場合…解約日の普通預金利率 (2)初回払込日から解約日までの期間が 1 年以上の場合…約定利回り×60% (ただし、解約日における普通預金利率を下限とする。)
金利情報の 入手方法	・ 金利は当金庫ホームページまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	・ 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス課(9 時～17 時、電話:0120-114-943)にお申し出ください。 ・ 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。尚、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、下記の方法によりお客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等もご利用可能です。 ・ 現地調停 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の調停人がテレビ会議システム等を用いて紛争の解決にあたります。 例) 長野県弁護士会で現地調停を行う ・ 移管調停 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。 例) 愛知県弁護士会に移管調停する。

(次項へつづきます)

その他参考 となる事項	・ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1 年を 365 日とする日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。 ・ 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその給付補填金が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。)
------------------------	--